

## 使用料の改定内容（コミュニティバス）

### 改定の内容

改定前			改定後				
コミュニティバス			コミュニティバス				
料金の区分		料金	料金の区分		料金		
定額料金	大人	1人1回の乗車につき 200円	定額料金	大人	1人1回の乗車につき 200円		
	小人	1人1回の乗車につき 100円		小人	1人1回の乗車につき 100円		
	幼児	(1) 大人又は小人の同伴者である幼児2人まで 無料 (2) 大人又は小人の同伴者である幼児3人目以降1人1回の乗車につき 100円 (3) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき 100円		幼児	(1) 大人又は小人の同伴者である幼児2人まで 無料 (2) 大人又は小人の同伴者である幼児3人目以降1人1回の乗車につき 100円 (3) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき 100円		
	乳児	無料		乳児	無料		
	障害者及びその介護者	大人		1人1回の乗車につき 100円	障害者及びその介護者	大人	1人1回の乗車につき 100円
		小人		1人1回の乗車につき 50円		小人	1人1回の乗車につき 50円
	市内に住所を有する満70歳以上の者	1人1回の乗車につき 100円		市内に住所を有する満65歳以上の者	1人1回の乗車につき 100円		
持参人	A	暦月 5,000円	持参人	A	暦月 5,000円		
式定期券	B	暦月 2,500円	式定期券	B	暦月 2,500円		
備考			備考				
6 この表において、「持参人式定期券」とは、次に掲げる種類の氏名を特定しない定期券で、それぞれ当該各号に規定する使用できる者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することに			6 この表において、「持参人式定期券」とは、次に掲げる種類の氏名を特定しない定期券で、それぞれ当該各号に規定する使用できる者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することに				

より使用することができるものをいう。 (2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満 70 歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券	より使用することができるものをいう。 (2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満 65 歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券
--	--

## 改定の適用日

令和4年4月1日

## 問い合わせ先

協働推進課 ☎587-6043